

「東三河ドローン・リバー構想」ロゴマーク使用規約

1. 目的

「東三河ドローン・リバー構想」ロゴマーク使用規約（以下「本使用規約」という。）は、東三河ドローン・リバー構想の普及啓発及び東三河ドローン・リバー構想推進協議会会員による東三河ドローン・リバー構想に関する取組等の普及啓発を目的に、「東三河ドローン・リバー構想」ロゴマークを使用するに際して遵守すべき事項を定めるものです。

2. ロゴマークの種類



〈〈参考〉〉 ロゴマークのコンセプト

豊川の象徴である川の水と新城の象徴である山を持つ都市同士が協力し合ってドローンを利用して東三河を豊かにするイメージ。ドローン中央の水と山で東三河のイメージを形作っている。

3. ロゴマークの使用者

- (1) 本協議会の会員・協力会員・オブザーバー・顧問

- (2) 本協議会の事務局（豊川市・新城市）
- (3) 本協議会の取組を広く広報することを目的として使用するメディア関係者等（※使用にあたっては、必ず事前に本協議会の事務局（豊川市・新城市）に許諾を得ること。）

4. 使用方法等

- (1) ロゴマークのデータを使用する際は、基本データをそのまま使用し、「変形」や「回転」、「色の変更」、「影付け」、「縁取り」等の加工は加えないでください。
- (2) ロゴマークは直接、商品やサービスの品質を保証し、又は評価するものではありません。したがって、個別商品の広告や包装紙、パッケージ等に使用することは避けてください。
- (3) 以下のような不正な使用をおこなった場合は、ロゴマークの使用の取り消し、停止などの措置をとることがあります。
 - ① 本使用規約に違反する方法で使用する
 - ② 法令や公序良俗に反する方法で使用する
 - ③ その他、「東三河ドローン・リバー構想」の趣旨に明らかに反するような方法で使用する
- (4) 会員が本協議会を退会した場合は、当該会員は速やかにロゴマークの使用を中止してください。

5. 使用状況の報告

本協議会の事務局より、ロゴマークを使用している会員に対し、その使用状況について報告を求めることがあります。

6. 規約の改定

本使用規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、御承知ください。